市民活動支援センター かわら版

市民活動支援センターに登録して活動の幅を拡げませんか

市民の自主的な活動の促進と支援、交流を図るとともに、協働のまちづくりを推進する拠点施設として平成16年4月に開設しました。

1階はだれでも自由に利用できる空間です。他団体との交流やミーティング、作業スペースなどとしてご活用ください。

3階は、20人程度が会議などで利用できるスペースです。この部屋は、登録会員のみ使用可能です。

開館時間
9時～18時
※最大22時まで利用可。

休館日
○12月29日～1月3日
○選挙投票日及びその前日
※都合により臨時休館をする場合があります。

年間登録料
1団体　年間1500円

主な業務

◆市民活動情報の受発信
市民活動情報を集約し、市広報やマスコミに取り上げてもらうことで活動のPRを行っています。

◆市民活動に対するアドバイスとコーディネート
市民活動団体の活動に対するアドバイスや団体間同士の横の繋がりをつくるコーディネート役を行います。

◆人財バンク
ボランティアの人材確保と、ボランティアをお願いしたい団体との仲介を行います。

◆活動資金の確保
民間の財団などが行っている助成金の紹介と申請に対するアドバイスを行っています。

◆人材育成
講演会や講座を実施し、市民活動団体のスキルアップに役立てていただいています。

場所

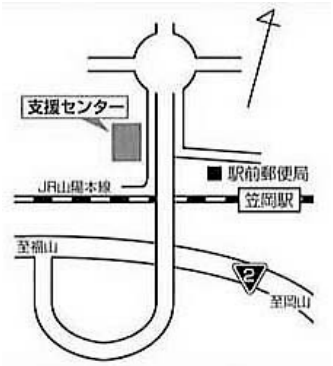

問合せ
協働のまちづくり課
☎㊾2356
市民活動支援センター
☎㊸4682
ホームページアドレス
http://www.kcv.ne.jp/~yubitoma/

市民活動総合補償保険に加入しました

笠岡市では、市民の皆さんが安心して地域活動やボランティア活動などの市民活動を行っていただけるように、市民活動中の事故や、行事の参加者などに損害を与えた場合に適用される「笠岡市市民活動総合補償保険」に加入しました。保険料は市が負担します。また、市への事前申込みは不要です。

保険の対象となるもの
○主として笠岡市民により構成される市民活動団体や個人が行う地域活動など公益性のある無報酬の活動

対象となる事故
○行事主催者や参加者がその活動中、他人に損害を与えたとき
○行事主催者や参加者が、その活動中または往復途上に損害を被ったとき
※自動車による賠償事故や疾病が原因の傷害などは対象外

事故があったら報告を
事故があった場合は、協働のまちづくり課（市主催の行事であれば所管課）までご連絡ください。

保険の内容

区分			保険金額（限度額）	免責
傷害	本人	死亡保険	500万円	－
		後遺障害保険	程度により 15万円～500万円	
		入院保険	1日3,000円（事故日から180日以内）	
		通院保険	1日2,000円（事故日から180日以内で通院日数90日以内）	
賠償責任	対人	身体賠償	1名　6,000万円 1事故　2億円	1万円
	対物	財物賠償	300万円	
		保管物賠償	100万円	